

## 職業訓練指導員免許の取得要件

職業訓練指導員免許の取得要件は、次の条文に定められています。

資格要件が細かく定められていますので、申請する場合には必ず事前にお問い合わせください。

### ○ 職業能力開発促進法第28条第3項

- ・ 職業能力開発総合大学校の特定の訓練課程を修了した者（第1号→規則第38条第1項）
- ・ 職業訓練指導員試験に合格した者（第2号） など

### ○ 職業能力開発促進法施行規則第39条（←法第28条第4項）

- ・ 1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者で、48時間講習を修了したもの（第1号）
- ・ 免許職種に関する学科を修めた者で、実業系教科についての高等学校の教員の普通免許状を有するもの（第2号） など

### ○ 職業能力開発促進法施行規則附則第9条（←法第28条第4項）

### ○ 昭和44年10月1日労働省告示第38号（←附則第9条第1項第3号）

## 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）（抄）

（職業訓練指導員免許）

### 第28条（略）

2（略）

3 職業訓練指導員免許は、申請に基づき、次の各号のいずれかに該当する者に対して、免許証を交付して行なう。

規則第38条第1項

一 指導員訓練のうち厚生労働省令で定める訓練課程を修了した者

二 第30条第1項の職業訓練指導員試験に合格した者

三 職業訓練指導員の業務に関して前2号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

規則第39条、規則附則第9条

4 前項第3号に掲げる者の範囲は、厚生労働省令で定める。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、第3項の規定にかかわらず、職業訓練指導員免許を受けることができない。

一 心身の故障により職業訓練指導員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

二 禁錮以上の刑に処せられた者

三 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）（抄）

（免許資格）

第38条 法第28条第3項第1号の厚生労働省令で定める訓練課程は、第36条の5の表（※下記参照）のうち、下欄に掲げる指導員養成課程とする。

ただし、短期養成課程を修了した者にあつては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認めるものに限る。

2～5（略）

※(参考)第36条の5の表

指導員訓練の種類	訓練課程	
指導員養成訓練	指導員養成課程	指導力習得コース 訓練技法習得コース 訓練技法・技能等習得コース 実務経験者訓練技法習得コース 職種転換コース
	高度養成課程	専門課程担当者養成コース 職業能力開発研究学域 応用課程担当者養成コース
指導員技能向上訓練	研修課程	

参考2 参照

【「免許職種に関する学科を修めた者」審査基準】

職業能力開発促進法規則別表第11「学科試験の科目」中「関連学科」に示す科目のうち8割以上の単位を取得していること。

第39条 法第28条第4項の規定に基づき厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 免許職種に関し、第61条に規定する1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者で、厚生労働大臣が指定する講習を修了したもの
- 二 免許職種に関する学科を修めた者で、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉又は福祉実習の教科についての高等学校の教員の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第1項に定める普通免許状をいう。）を有するもの
- 三 免許職種に関し、廃止前の職業訓練法（昭和33年法律第133号。以下「旧法」という。）第7条第2項の職業訓練大学校における職業訓練指導員の訓練で、長期訓練又は短期訓練課程を修了した者
- 四 旧法第24条第1項の職業訓練指導員試験に合格した者

昭和45年7月1日労働省告示第39号

五 第36条の7の2に規定する職業能力開発研究学域の指導員養成訓練において別表第9の2第1号1に規定する科目を履修した者

六 指定講習受講資格者又は職業訓練において訓練を担当しようとする者若しくは担当している者であつて、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練において職業能力開発総合大学校の長が定める科目を履修したもの（職業訓練において訓練を担当しようとする者又は担当している者にあつては、職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学校の長が認めるものに限る。）

昭和45年7月1日労働省告示第39号

（職業訓練指導員免許に関する経過措置）

**附則第9条** 法第28条第4項の規定に基づき厚生労働省令で定める者は、新省令第39条に定めるもののほか、当分の間、次の各号のいずれかに該当する者であつて、第39条第1号の厚生労働大臣が指定する講習を修了したものとする。

一 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し2年以上の実務の経験を有するもの

二 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し4年以上の実務の経験を有するもの

二の二 免許職種に相当する応用課程又は特定応用課程及び特定専門課程の高度職業訓練に係る訓練科に関し、技能照査に合格した者で、その後当該免許職種に関し1年以上の実務の経験を有するもの

二の三 免許職種に相当する専門課程の高度職業訓練（職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年労働省令第1号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則による専門課程及び職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和60年労働省令第23号）による改正前の職業訓練法施行規則による専門訓練課程の養成訓練を含む。）に係る訓練科に関し、技能照査に合格した者で、その後当該免許職種に関し3年以上の実務の経験を有するもの

三 厚生労働大臣が別に定めるところにより前3号に掲げる者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認められる者

昭和44年10月1日労働省告示第38号 各号

**職業訓練指導員免許を受けることができる者（昭和44年10月1日労働省告示第38号）**

職業訓練法施行規則（昭和44年労働省令第24号）附則第9条第1項第3号の規定に基づき、職業訓練指導員免許を受けることができる者を次のように定める。

職業能力開発促進法施行規則（以下「規則」という。）附則第9条第1項第3号に掲げる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 免許職種に関し、規則第9条に定める専門課程の高度職業訓練のうち規則別表第6に定めるところにより行われるもの（職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年労働省令第1号。以下「平成5年改正省令」という。）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧能開法規則」という。）別表第3の2に定めるところにより行われる専門課程の養成訓練及び職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和60年労働省令第23号）による改正前の職業訓練法施行規則（以下「訓練法規則」という。）別表第1の専門訓練課程の養成訓練を含む。）を修了した者（規則附則第9条第1項第2号の3に定める者を除く。）で、その後4年以上の実務の経験を有するもの
- 一の二 免許職種に相当する規則第9条に定める普通課程の普通職業訓練（旧能開法規則第9条に定める普通課程及び訓練法規則別表第1の普通訓練課程の養成訓練を含む。）に係る訓練科に関し、技能照査に合格した者で、その後当該免許職種に関し6年以上の実務の経験を有するもの
- 一の三 免許職種に関し、規則第9条に定める普通課程の普通職業訓練のうち規則別表第2に定めるところにより行われるもの（旧能開法規則別表第3に定めるところにより行われる普通課程の養成訓練及び訓練法規則別表第1の普通訓練課程の養成訓練を含む。）を修了した者（前号に定める者を除く。）で、その後7年以上の実務の経験を有するもの
- 二 免許職種に関し、規則第9条に定める短期課程の普通職業訓練のうち規則別表第4に定めるところにより行われるもの（旧能開法規則別表第7に定めるところにより行われる職業転換課程の能力再開発訓練及び訓練法規則別表第1の職業転換訓練課程の能力再開発訓練を含む。）であつて訓練時間の基準が700時間以上であるものを修了した者で、その後10年以上の実務の経験を有するもの
- 三 免許職種に関し、職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号。以下「昭和53年改正規則」という。）附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成5年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。）を修了した者で、その後10年以上の実務の経験を有するもの
- 四 外国の学校であつて学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）と同等以上と認められるものにおいて免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し2年以上の実務の経験を有するもの
- 五 免許職種に関し、廃止前の職業訓練法（昭和33年法律第133号。以下「旧法」という。）第15条第1項若しくは同法第16条第1項の認定を受けて行なう職業訓練（以下「旧法の認定職業訓練」という。）であつて訓練期間の基準が3年であるもの又は旧法附則第5条第1項の規定による改正前の労働基準法（昭和22年法律第49号）第71条第1項の認可を受けて行なわれた技能者養成を修了した者で、その後7年以上の実務の経験を有するもの
- 六 学校教育法による高等学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し7年以上の実務の経験を有するもの
- 七 免許職種に関し、旧法の規定により行なわれた専門的な技能に関する職業訓練であつて訓練期間及び訓練時間の基準がそれぞれ2年及び3,600時間であるもの又は旧法の認定職業

訓練であつて訓練期間の基準が2年であるものを修了した者で、その後8年以上の実務の経験を有するもの

八 免許職種に関し、旧法の規定により行なわれた基礎的な技能に関する職業訓練であつて訓練期間及び訓練時間の基準がそれぞれ1年及び1,800時間であるもの又は旧法附則第6条の規定による改正前の職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条の公共職業補導所の職業補導であつて補導期間及び補導時間の基準がそれぞれ1年及び1,824時間であるものを修了した者で、その後10年以上の実務の経験を有するもの

九 旧法の施行前に失業保険法（昭和22年法律第146号）第27条の2第1項の施設において行なわれた職業訓練であつて訓練期間及び訓練時間の基準がそれぞれ1年及び1,824時間であるものを修了した者で、その後当該免許職種に関し10年以上の実務の経験を有するもの

十 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和48年労働省令第2号。以下「改正省令」という。）の施行の際現に改正省令による改正前の職業訓練法施行規則第29条第1号に規定する都道府県が家事サービス職業訓練を行なうために設置する施設において免許職種に関する当該職業訓練を担当している者

十一 免許職種に相当する昭和53年改正規則による改正前の職業訓練法施行規則（以下「旧訓練法規則」という。）第1条の特別高等訓練課程の養成訓練に係る訓練科に関し、技能照査に合格した者で、その後当該免許職種に関し3年以上の実務の経験を有するもの

十一の二 免許職種に関し、旧訓練法規則第1条の特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者（前号に定める者を除く。）で、その後4年以上の実務の経験を有するもの

十一の三 免許職種に相当する旧訓練法規則第1条の高等訓練課程の養成訓練に係る訓練科に関し、技能照査に合格した者で、その後当該免許職種に関し6年以上の実務の経験を有するもの

十二 免許職種に関し、旧訓練法規則第1条の高等訓練課程の養成訓練を修了した者（前号に定める者を除く。）で、その後7年以上の実務の経験を有するもの

十三 免許職種に関し、旧訓練法規則第1条の専修訓練課程の養成訓練を修了した者で、その後10年以上の実務の経験を有するもの

十四 厚生労働省職業能力開発局長が前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認める者

職業能力開発促進法施行規則第39条第1号の規定に基づく厚生労働大臣が指定する講習

(昭和45年7月1日労働省告示第39号)

職業訓練法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第39条第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する講習を次のように定め、昭和44年労働省告示第36号（労働大臣が指定する講習を定める告示）は、廃止する。

職業能力開発促進法施行規則第39条第1号の厚生労働大臣が指定する講習は、都道府県、独立行政法人雇用・能力開発機構、中央職業能力開発協会又は都道府県職業能力開発協会が行う職業訓練指導員の講習（独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成14年法律第170号）附則第6条の規定による廃止前の雇用・能力開発機構法（平成11年法律第20号）附則第6条第1項の規定による解散前の雇用促進事業団が行ったものを含む。）で、次の表に掲げる科目及び講習時間によるものとする。

科目	講習時間
職業訓練原理 教科指導法 労働安全衛生 訓練生の心理 生活指導 職業訓練関係法規 事例研究	48時間

参考1

「職業訓練指導員免許職種」

(123職種)

系	免許職種	系	免許職種
園芸サービス	園芸造園	建築施工	建築 枠組壁建築 とび 建設 プレハブ建築
森林	森林環境保全		建築外装
金属材料	鉄鋼 鋳造 鍛造 熱処理	建築内装	
金属加工	塑性加工 溶接 構造物鉄工		建築仕上
金属表面処理	金属表面処理	設備施工	
機械	機械		土木
電気・電子	電子 電気 コンピュータ制御	設備管理・運転	
電力	発電電 送配電 電気工事		揚重運搬機械運転
第1種自動車	自動車製造 自動車整備	化学	
第2種自動車	自動車整備 自動車車体整備		工芸
航空機	航空機製造 航空機整備	塗装	
鉄道車両	鉄道車両		デザイン
船舶	造船	義肢・装具	
精密機器	時計 光学ガラス 光学機器 計測機器 理化学機器		通信
		製材機械	
機械整備	内燃機関 建設機械 農業機械		流通ビジネス
縫製機械	縫製機械	写真	
製織	織布 織機調整		社会福祉
染色	染色	理容・美容	
アパレル	ニット 洋裁 洋服 縫製		接客サービス
		裁縫	
帆布製品	帆布製品	保健医療	臨床検査
木材加工	木型 木工 工業包装		装飾
		紙加工	
印刷・製本	製版・印刷 製本		第1種情報処理 第2種情報処理
プラスチック	プラスチック製品	食品加工	
レザー加工	レザー加工		建築物衛生管理
ガラス加工	ガラス		福祉工学
窯業製品	ほうろろ製品 陶磁器		
石材	石材		
食品加工	麵 パン・菓子 食肉 水産物加工 発酵		

参考2

「職業訓練指導員免許職種と技能検定職種との対応表」

免許職種	技能検定職種	免許職種	技能検定職種
建築物設備管理科	ビル設備管理	ガラス科	(ガラス製品製造)
園芸科	園芸装飾	ほうろう製品科	(ほうろう加工)
造園科 森林環境保全科	造園	陶磁器科	陶磁器製造
鉄鋼科	金属溶解	石材科	石材施工、(コンクリート積みブロック施工)
鋳造科	金属溶解、鋳造、粉末冶金、ダイカスト	麺科	製麺
鍛造科	鍛造	パン・菓子科	パン製造、菓子製造
熱処理科	金属熱処理、金属材料試験	食肉科	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
塑性加工科	金属プレス加工、工場板金、鉄工、建築板金	水産物加工科	水産練り製品製造
建築板金科	建築板金	発酵科	みそ製造、酒造
構造物鉄工科	鉄工	建築科	建築大工、枠組壁建築、バルコニー施工、(建築図面製作)、サッシ施工
金属表面処理科	めっき、アルミニウム陽極酸化処理	枠組壁建築科	建築大工、枠組壁建築、バルコニー施工、(建築図面製作)
機械科	機械加工、放電加工、金型製作、仕上げ、機械検査、機械保全、油圧装置調整、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、切削工具研削	とび科	とび
		建設科	型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工
		屋根科	かわらぶき
		スレート科	(スレート施工)
電子科	電子回路接続、電子機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整	防水科	防水施工
		サッシ・ガラス施工科	カーテンウォール施工、ガラス施工、サッシ施工
電気科	電気機器組立て、自動販売機調整、電気製図	畳科	畳製作
		インテリア科	内装仕上げ施工、表装
自動車製造科	内燃機関組立て	床仕上科	内装仕上げ施工
鉄道車両科	鉄工、鉄道車両製造・整備	表具科	表装
造船科	鉄工、(船舶ぎ装)	左官・タイル科	左官、タイル張り
時計科	時計修理	築炉科	(れんが積み)、築炉
光学ガラス科	(眼鏡レンズ加工)、光学機器製造	ブロック建築科	(れんが積み)、ブロック建築、エーエルシーパネル施工
光学機器科	光学機器製造	熱絶縁科	熱絶縁施工
理化学機器科	(家庭用電気治療器調整)	冷凍空調機器科	冷凍空気調和機器施工
製材機械科	切削工具研削、(製材のこ目立て)	配管科	配管、(浴槽設備施工)
内燃機関科	内燃機関組立て	住宅設備機器科	配管、(浴槽設備施工)
建設機械科	建設機械整備	さく井科	さく井、ウエルポイント施工
農業機械科	農業機械整備	土木科	ウエルポイント施工
縫製機械科	縫製機械整備	化学分析科	化学分析
織機調整科	(織機調整)	公害検査科	化学分析
染色科	染色	木材工芸科	(漆器製造)
ニット科	ニット製品製造	竹工芸科	(竹工芸)
洋裁科	婦人子供服製造	漆器科	(漆器製造)
洋服科	紳士服製造	貴金属・宝石科	貴金属装身具製作
縫製科	布はく縫製	印章彫刻科	印章彫刻
和裁科	和裁	塗装科	塗装、塗料調色
寝具科	寝具製作	広告美術科	広告美術仕上げ
帆布製品科	帆布製品製造	義肢装具科	義肢・装具製作
木型科	木型製作	写真科	写真
木工科	機械木工、家具製作、建具製作、(製材のこ目立て)(木工機械整備)	日本料理科	調理
工業包装科	工業包装	中国料理科	
紙器科	紙器・ダンボール箱製造	西洋料理科	
製版・印刷科	(版下製作)、プリプレス、印刷	フラワー装飾科	フラワー装飾
製本科	製本	建築物衛生管理科	ビルクリーニング
プラスチック製品科	プラスチック成形、強化プラスチック成形	メカトロニクス科	電気機器組立て

※ ( ) 書きは、廃止となった検定職種で、職業訓練指導員試験の受験資格に関し経過措置が設けられているもの。その他、統合等により、現行職種に合格したものとみなす旨の経過措置が置かれた検定職種がある。